

4. 審議事項

(1) 個別占用案件の審議【審議資料1】

【許可更新】

- ①新家子ども広場（尼崎市）
- ②緑地広場（尼崎市）
- ③天津緑地（伊丹市）

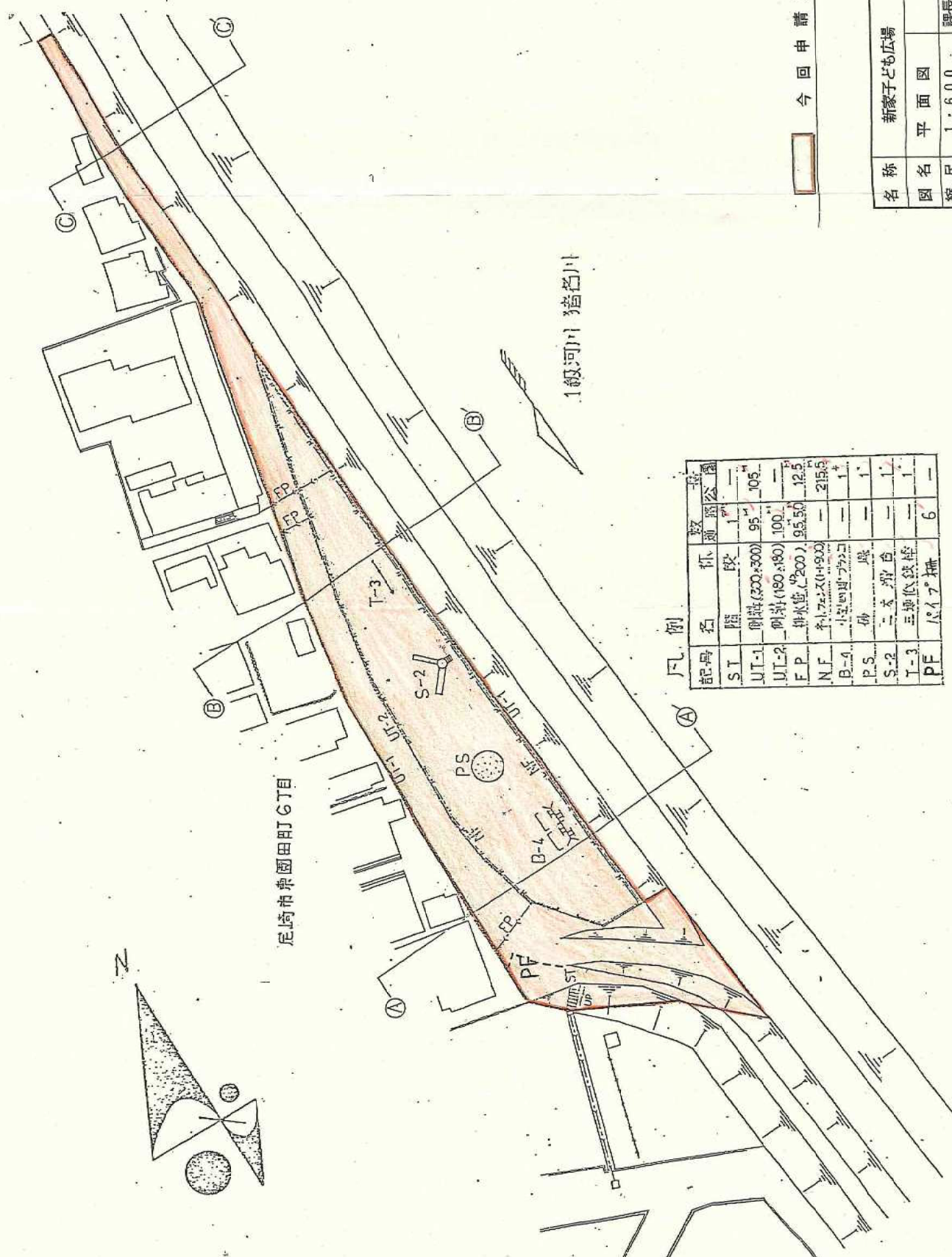
個別占用案件のカルテ（許可更新）

①新家子ども広場（尼崎市）

■ 報告案件用のカルテ

1. 件名	新家子ども広場 [尼崎市]		
2. 今回申請種別	更新 (期間更新)		
3. 概要	距離標位置：猪名川右岸 1.6k+60m～右岸 1.8k - 10m 目的：公園 占用面積：2,373.71 ㎡ 工作物：鉄棒、ブランコ、砂場、すべり台など		
4. 許可の経緯	<当初許可> 昭和45年10月31日 <前回更新許可> 平成26年11月 1日 <許可期限> 平成31年10月31日		7. 保金利用 委員会による 参考意見
5. 現況写真	(河川や堤防との位置関係) 別紙のとおり (施設内の状況) 別紙のとおり		
6. 河川管理者 審査事項 (特筆すべきもの のみ記載)	平成26年度第1回猪名川・藻川河川保全利用委員会において、公園周りの道路は通路としての目的があるのとはと いうご指摘を受け、更新時に「公園及び通路」と記載することとした。		8. 処理

<補足>・A4 横書き 1 枚程度 ・処理フロー図の河川管理者から委員会への報告の時点で左半分まで記載済み (1.～5.は申請者が河川管理者作成、6.は河川管理者作成
・処理フロー図の委員会から河川管理者への参考意見の時点で7.が埋まる ・事後に河川管理者が8.までを埋めて履歴として申請書類一式とともに保存



尼崎南東園田町6丁目

1級河川 猪名川

凡例

記号	名	種別	数量
ST	階段	1	1
UT-1	側溝(300x300)	95	105
UT-2	側溝(180x180)	100	—
F.P.	排水路(200)	95.50	12.5
N.F.	ナチュラリスティックゾーン	—	215.5
B-4	小規模公園	—	1
P.S.	砂場	—	1
S-2	ニクスゾーン	—	1
T-3	三連鉄線	—	1
P.F.	パイプ橋	6	—

今回申請区域

名称	新築子ども広場	図面番号
図名	平面図	年度
縮尺	1:600	課長
尼崎土木局	係長	主任
公園課		係員

新家子ども広場

【全体写真】



新家子ども広場

【作業前】

シュロ撤去



シュロ撤去



トウネズミモチ撤去



【作業後】

シュロ撤去



シュロ撤去



トウネズミモチ撤去



取組状況報告書 新家子ども広場（尼崎市） 【許可更新時】

【前回審議された時の意見】

番号	更新時委員会の意見 (H26年度第1回)	中間報告時の市の回答 (H29年度第2回)	現在までの取組(対応)状況	今回の現地調査での意見	今回委員会の意見
1	公園自体はきれいであり、適切に管理されている。				
2	公園内の植樹（シュロとランタナ）は外来種。花や種がばらまかれて繁殖しないよう、管理してほしい。	シュロ、ランタナともに適切に管理されていることを確認。（平成30年1月5日に調査実施）	シュロとランタナは撤去した。		

【中間報告時新規意見】

	中間報告時委員会の意見 (H29年度第2回)	現在までの取組(対応)状況	今回の現地調査での意見	今回委員会の意見
1	高木のトウネズミモチ、シュロに替えて、クチナシ、イヌツゲなどの低木を植えていただきたい。	トウネズミモチとシュロ(3本)を撤去した。		
2	コンクリートの遊具がはげているので、市民参加のイベント等で塗り替えを行っていただきたい。	コンクリート製遊具の塗装をした。		

許 可 書

住所
氏名 尼崎市

平成 2 6 年 1 0 月 8 日付け尼公園第 9 3 号で申請のあった土地の占用（新家子ども広場）については、河川法（昭和 3 9 年法律第 1 6 7 号）第 2 4 条の規定に基づき別記のとおり許可する。

平成 2 6 年 1 1 月 2 1 日

近畿地方整備局長

（行政不服審査法第 5 7 条による教示）

この許可を受けた者は、この許可に不服があるときは、国土交通大臣に対してこの許可があったことを知った日の翌日から起算して 6 0 日以内に行政不服審査法の規定に基づき審査請求をすることができる。

（行政事件訴訟法第 4 6 条による教示）

許可取消しの訴えは、この許可があったことを知った日から 6 箇月以内に、国を被告として、提起しなければならない。（なお、許可があったことを知った日から 6 箇月以内であっても、許可の日から 1 年を経過すると取消の訴えを提起することができない。）ただし、許可があったことを知った日の翌日から起算して 6 0 日以内に審査請求をした場合には、許可取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決のあったことを知った日から 6 箇月以内に提起しなければならない。（なお、当該裁決のあったことを知った日から 6 箇月以内であっても、当該裁決の日から 1 年を経過すると取消の訴えを提起することができない。）

別記（乙様式1 土地の占用）

1 河川の名称 淀川水系 猪名川

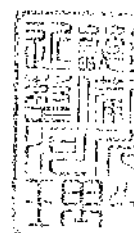
2 占用の目的 公園（新家子ども広場）

及び態様	三連低鉄棒	1基(公園)
	小型四連ブランコ	1基(公園)
	砂場	1基(公園)
	二方すべり台	1基(公園)
	ネットフェンス 高さ0.9m	延長215.5m(公園)
	側溝 300mm×300mm	延長105.0m(公園)
	排水管 内径0.2m	延長12.5m(公園)
	側溝 300mm×300mm	延長95.0m(通路)
	側溝 180mm×180mm	延長100.0m(通路)
	排水管 内径0.2m	延長14.5m(通路)
	階段 コンクリート造	1箇所(通路)
	パイプ柵	6基(通路)

3 場 所 尼崎市東園田町6丁目19-1地先から
尼崎市東園田町7丁目21-1地先まで
(右岸1.6k+60m~1.8k+10m)

4 占用面積 2,373.71㎡

5 占用期間 平成26年11月1日から平成31年10月31日まで



6 許可の条件

- (1) 許可を受けた者は、占用の期間中は、この許可に係る土地又は附近の見やすい場所 に、標識名、占用目的、占用面積、占用者名（法人にあってはその名称）、連絡先（電話番号は法人の場合に限る。）及び所轄事務所・出張所の名称を明記した河川占用許可標識をあらかじめ、当局猪名川河川事務所園田出張所長（以下「出張所長」という。）の指示に従い設けること。
- (2) この許可に係る区域及び位置を明らかにするため出張所長が必要と認めるときは、出張所長又はその指名する職員立会のうえ境界標を設置又は確認すること。
- (3) この許可に係る行為に起因して、河川管理施設その他の工作物を損傷したときは、ただちに当局猪名川事務所長（以下「事務所長」という）に届け出ること。また、講ずべき措置等について、出張所長から指示のあったときは、その指示に従うこと。
- (4) この許可に係る土地及びそれに隣接する土地で出張所長が指定する区域の土地は、清掃・草刈り等を行い常に良好な状態に保つこと。
- (5) 次の各号に掲げる場合は、速やかに出張所長を経由して河川管理者に届け出ること。
 - イ 許可の際の住所氏名を変更したとき。
 - ロ この許可に係る期間内に、この許可に係る土地の用途を廃止したとき。
 - ハ 天災その他止むを得ない理由によって許可の目的を達することができないとき。
- (6) この許可に係る占用の期間が満了したときは、この許可は効力を失う。ただし、第5項に掲げる期間満了後も、この許可に係る土地を引き続き占用しようとする場合は、期間満了の日の3箇月前までに出張所長を経由して許可申請をすること。

- (7) この許可を受けた者は、この許可に係る土地において第三者に損害を与えることがないよう万全の措置を講じるとともに、万一、損害を与えた場合は、この許可を受けた者の責任において処理すること。
- (8) この許可を受けた者は、河川工事その他河川の管理に属する行為により通常生ずる支障に対しては、この許可を受けたことをもって河川管理者に対抗することができない。
- (9) 許可を受けた者は、許可工作物を良好な状態に保つように維持し、修繕し、もって公共の安全が保持されるよう次の措置を講じること。
- 一 許可を受けた者は、利用者への安全管理の徹底を図ること。
 - 二 許可を受けた者は、許可工作物の構造又は維持若しくは修繕の状況、河川の状況、許可工作物の存する地域の気象の状況その他の状況を勘案して、適切な時期に、許可工作物の巡視を行い、及び草刈り、障害物の処分その他の許可工作物の機能（河川管理上必要とされるものに限る。）を維持するために必要な措置を講ずること。
 - 三 許可を受けた者は、許可工作物の構造等を勘案して、適切な時期に、目視その他適切な方法により点検を行うこと。
 - 四 許可を受けた者は、点検その他の方法により許可工作物の損傷、腐食その他の劣化その他の異状があることを把握したときは、許可工作物の効率的な維持及び修繕が図られるよう、必要な措置を講じること。
- (10) 許可を受けた者は、利用者等の安全確保のため次の措置を講じること。
- 一 許可を受けた者は、日常及び緊急時における責任者や窓口等の連絡体制（土日・祝日及び勤務時間外を含む。）を事務所に届け出ること。これを変更しようとするときも、同様とする。
 - 二 許可を受けた者は、利用者等（利用者、一般公衆及び近隣住民をいう。以下同じ。）の安全確保のための巡視・点検を適切に実施すること。
 - 三 同号二の巡視・点検は、随時及び利用者等外部から情報がもたらされた場合に実施し、その結果、利用者等に対する重大な危険又は支障があると認めるときは、次の措置を講じること。
 - イ 応急措置 危険な箇所の利用を制限するとともに、速やかに危険を回避するための応急措置を講じ、併せてその旨を一般に周知する。
 - ロ 詳細点検 目視等では不十分と認められる場合は、詳細点検を実施する。
 - ハ 対策検討及び措置 対策が必要と認められる場合は、その対策方法について検討するとともに、必要な措置を講じる。
 - 四 許可を受けた者は、同号三のロ及びハの措置を講じるにあたって河川管理者と共同で行う必要があると認めるときは、同号三のイの措置を講じた上で、速やかに事務所に協議すること。
- (11) 河川管理者は、この許可書を整理する必要があると認めるときは、これを改正することができる。
- (12) 淀川水系河川整備計画の考え方を踏まえ、川らしい利用に配慮した占用となるよう取り組むこと。

個別占用案件のカルテ（許可更新）

②緑地広場（尼崎市）

1. 件名	緑地広場 [尼崎市]			
2. 今回申請種別	更新 (期間更新)			
3. 概要	距離標位置：藻川右岸 0.8k+115m 目的：公園 (緑地広場) 占用面積：58.87 m ² 工作物：門扉 1 箇所、生垣高さ 1. 0 m 巾 1. 2 m、桜 3 本			
4. 許可の経緯	< 当初許可 > 昭和 61 年 4 月 25 日 < 前回更新許可 > 平成 27 年 4 月 1 日 < 許可期限 > 平成 32 年 3 月 31 日		7. 保全利用 委員会による 参考意見	
5. 現況写真	(河川や堤防との位置関係) 別紙のとおり (施設内の状況) 別紙のとおり			
6. 河川管理者 審査事項 (特筆すべきもの のみ記載)			8. 処理	

< 補足 > ・ A4 横書き 1 枚程度 ・ 処理フロー図の河川管理者から委員会への報告の時点で左半分まで記載済み (1. ～ 5. は申請者が河川管理者作成、6. は河川管理者作成
・ 処理フロー図の委員会から河川管理者への参考意見の時点で 7. が埋まる ・ 事後に河川管理者が 8. ままでを埋めて履歴として申請書類一式とともに保存

S = 1/100 (A3印刷時)





【前回審議された時の意見】

番号	更新時委員会の意見 (H26年度第2回)	中間報告時の市の回答 (H29年度第2回)	現在までの取組(対応)状況	今回の現地調査での意見	今回委員会の意見
1	外来種が除去されており、適切に管理されている。	外来種は生息していないが、発見次第除去していく。	定期巡回の際、雑草を見つけた次第除去している。		
2	植栽の手入れについては、市役所内の関係部局と連携して取り組まれたい。	定期的な剪定や病害虫対策の為に薬剤散布を行っている。	定期的な剪定や病害虫対策の為に薬剤散布を行っている。また、不明な点があれば関係部局に確認するなど、必要に応じて協議のうえ実施している。		
3	特に桜が弱っているため、丁寧な枝払いを行う等、手当を願う。	枝払い及び殺虫剤の注入を行うなどして、適切に管理するよう努めている。	剪定後の切り口を保護するため、トップジン M ペースト等の保護剤を必ず塗布している。		

【中間報告時新規意見】

	中間報告時委員会の意見 (H29年度第2回)	現在までの取組(対応)状況	今回の現地調査での意見	今回委員会の意見
1	カイヅカイブキは2m程度の高さに剪定していただきたい。	第1段階として、平成31年2月に約2.5mの高さに揃える剪定と施肥を実施した。今後、形を整える剪定の後、約2mの高さに調整する幹の切断を実施予定。また、平成30年9月の台風21号によりカイヅカイブキが道路側に倒れたため、現状は応急措置を行っているが、令和2年度中に撤去工事を予定している。		
2	弱っているソメイヨシノの手入れをし、枯れた枝の処理を至急行っていただきたい。	平成31年1月・2月に枯れ枝の剪定と施肥を実施した。 また、カイヅカイブキと同じ理由により、令和2年度中に撤去工事を予定している。		

許 可 書

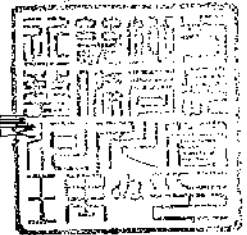
住所

氏名 尼崎市

平成 2 7 年 2 月 1 6 日付け尼保生第 5 3 0 5 0 号で申請のあった土地の占用（緑地広場）については、河川法（昭和 3 9 年法律第 1 6 7 号）第 2 4 条の規定に基づき別記のとおり許可する。

平成 2 7 年 3 月 2 7 日

近畿地方整備局長



（行政不服審査法第 5 7 条による教示）

この許可を受けた者は、この許可に不服があるときは、国土交通大臣に対してこの許可があったことを知った日の翌日から起算して 6 0 日以内に行政不服審査法の規定に基づき審査請求をすることができる。

（行政事件訴訟法第 4 6 条による教示）

許可取消しの訴えは、この許可があったことを知った日から 6 箇月以内に、国を被告として、提起しなければならない。（なお、許可があったことを知った日から 6 箇月以内であっても、許可の日から 1 年を経過すると取消の訴えを提起することができない。）ただし、許可があったことを知った日の翌日から起算して 6 0 日以内に審査請求をした場合には、許可取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決のあったことを知った日から 6 箇月以内に提起しなければならない。（なお、当該裁決のあったことを知った日から 6 箇月以内であっても、当該裁決の日から 1 年を経過すると取消の訴えを提起することができない。）

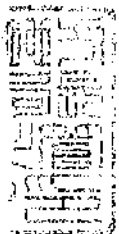
別記（乙様式1 土地の占用）

- 1 河川の名称 淀川水系 藻川
- 2 占用の目的及び態様 公園（緑地広場）
〔 生垣 高さ1.0m 延長15.6m
樹木（桜）3本
門扉 高さ1.8m 巾1.2m 〕
- 3 場 所 尼崎市弥生ヶ丘町122番地先
（右岸0.8k+115m）
- 4 占用面積 58.87㎡
- 5 占用期間 平成27年 4月 1日から平成32年 3月31日まで

6 許可の条件

- （1）許可を受けた者は、占用の期間中は、この許可に係る土地又は附近の見やすい場所に、標識名、占用目的、占用面積、占用者名（法人にあってはその名称）、連絡先（電話番号は法人の場合に限る。）及び所轄事務所・出張所の名称を明記した河川占用許可標識をあらかじめ、当局猪名川河川事務所園田出張所長（以下「出張所長」という。）の指示に従い設けること。
- （2）この許可に係る区域及び位置を明らかにするため出張所長が必要と認めるときは、出張所長又はその指名する職員立会のうえ境界標を設置又は確認すること。
- （3）この許可に係る行為に起因して、河川管理施設その他の工作物を損傷したときは、ただちに当局猪名川河川事務所長（以下「事務所長」という）に届け出ること。また、講ずべき措置等について、出張所長から指示のあったときは、その指示に従うこと。
- （4）この許可に係る土地及びそれに隣接する土地で出張所長が指定する区域の土地は、清掃・草刈り等を行い常に良好な状態に保つこと。
- （5）占用料は、別途兵庫県知事が定めるところによる。
- （6）出張所長がこの許可に係る土地の占用状況又は工作物の維持管理状況について報告を求めたときには、許可を受けた者は速やかに報告すること。また、この許可に係る土地の占用状況又は工作物の維持管理状況について立ち入り調査を求めたときには、許可を受けた者はこれに協力すること。
- （7）次に掲げる場合には、速やかに出張所長を経由して河川管理者に届け出ること。
一 許可の際の住所氏名を変更したとき。
二 この許可に係る期間内に、この許可に係る土地の用途を廃止したとき。
三 天災その他止むを得ない理由によって許可の目的を達することができないとき。
四 他の法令の規定による行政庁の許可又は認可その他の処分を受けることを必要とする場合において、これらの処分を受けることができなかったとき、又はこれらの処分が取り消され、若しくは効力を失ったとき。
- （8）この許可に係る占用の期間が満了したときは、この許可は効力を失う。ただし、第5項に掲げる期間満了後も、この許可に係る土地を引き続き占用しようとする場合は、期間満了の日の3箇月前までに出張所長を経由して許可申請をすること。
- （9）この許可を受けた者は、この許可に係る土地において第三者に損害を与えることがないよう万全の措置を講じるとともに、万一、損害を与えた場合は、この許可を受けた者の責任において処理すること。
- （10）この許可を受けた者は、河川工事その他河川の管理に属する行為により通常生ずる支障に対しては、この許可を受けたことをもって河川管理者に対抗することができない。
- （11）この許可を受けた者は、次に掲げる場合には、出張所長の指示に従い、許可を受けた者の負担において、この許可に係る区域を原状に回復する等河川管理上必要な措置をとること。当該措置完了後は出張所長の検査を受けること。
一 占用の期間を満了したとき。
二 占用の目的を達することができなくなったとき。
三 占用若しくは工作物の用途を廃止したとき。
四 占用の許可が取り消されたとき。
- （12）河川管理者は、この許可書を整理する必要があると認めるときは、これを改正することができる。
- （13）この許可を受けた者は、利用者、一般公衆及び近隣住民（以下「利用者等」という。）の安全確保のため次の措置を講じること。

- 一 この許可を受けた者は、日常及び緊急時における責任者や窓口等の連絡体制（土日・祝日及び勤務時間外を含む。）を出張所長に届け出ること。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 二 この許可を受けた者は、利用者等の安全確保のための巡視・点検を適切に実施すること。
- 三 同号二に掲げる巡視・点検は、随時及び利用者等外部から情報がもたらされた場合に実施し、その結果、利用者等に対する重大な危険又は支障があると認めるときは、次の措置を講じること。
 - イ 応急措置 危険な箇所の利用を制限するとともに、速やかに危険を回避するための応急措置を講じ、併せてその旨を一般に周知する。
 - ロ 詳細点検 目視等では不十分と認められる場合は、詳細点検を実施する。
 - ハ 対策検討及び措置 対策が必要と認められる場合は、その対策方法について検討するとともに、必要な措置を講じる。
- 四 この許可を受けた者は、同号三に掲げるロ及びハの措置を講じるにあたって河川管理者と共同で行う必要があると認めるときは、同号三に掲げるイの措置を講じた上で、速やかに事務所長に協議すること。



個別占用案件のカルテ（許可更新）

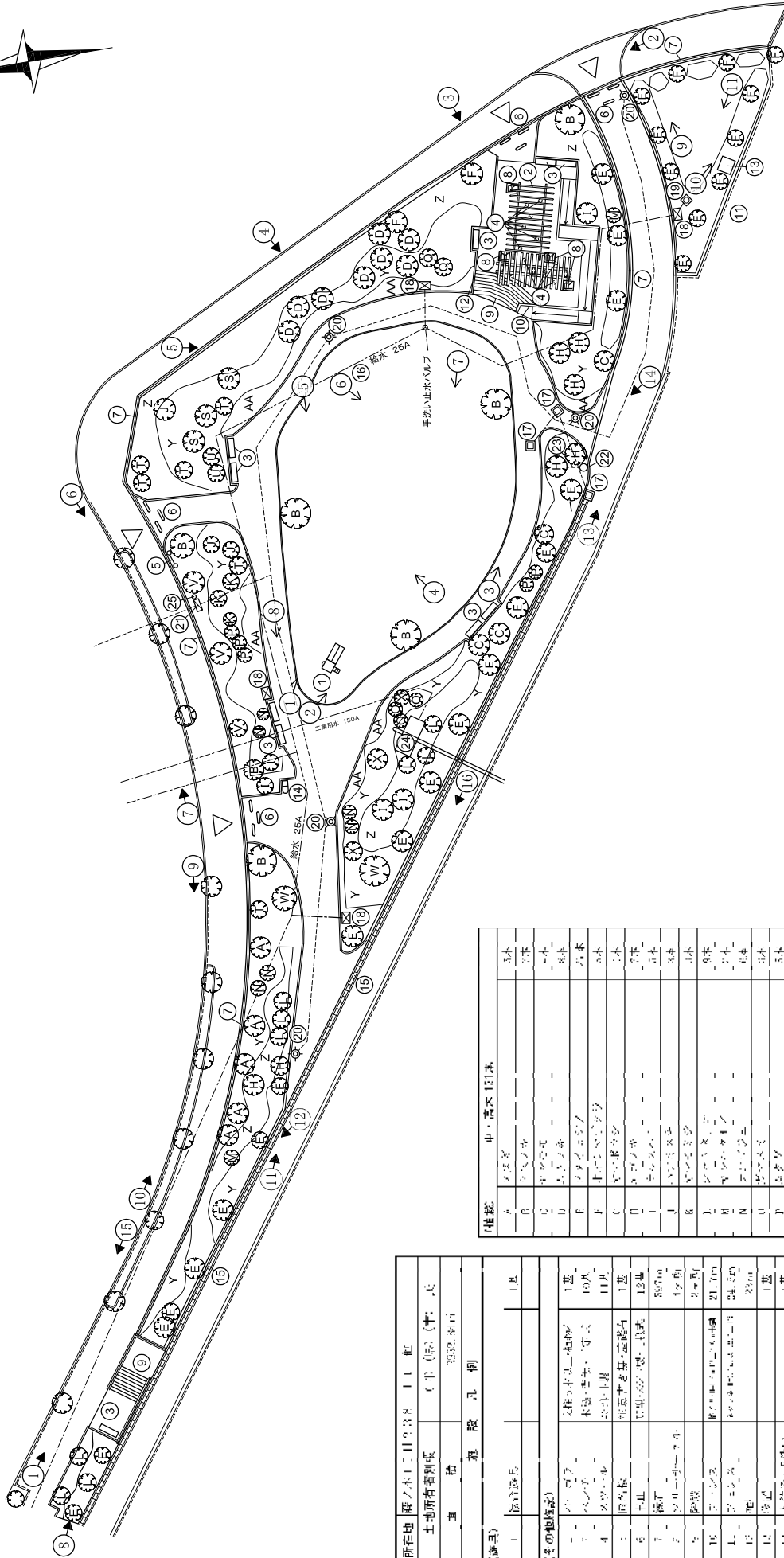
③天津緑地（伊丹市）

1. 件名	天津緑地 [伊丹市]			
2. 今回申請種別	更新 (期間更新)			
3. 概要	距離標位置：猪名川右岸 6.0k-135m～右岸 6.0k-90m 目的：緑地 (天津緑地) 占用面積： 646.70 m ² 工作物：縁石、フェンス、ベンチ、パーゴラ、通路、階段など			
4. 許可の経緯	<当初許可> 平成 13 年 12 月 . 7 日 <前回更新許可> 平成 26 年 11 月 1 日 <許可期限> 平成 31 年 10 月 31 日		7. 保全利用 委員会による 参考意見	
5. 現況写真	(河川や堤防との位置関係) 別紙のとおり (施設内の状況) 別紙のとおり			
6. 河川管理者 審査事項 (特筆すべきもの のみ記載)			8. 処理	

<補足>・A4 横書き 1 枚程度 ・処理フロー図の河川管理者から委員会への報告の時点で左半分まで記載済み (1.～5.は申請者が河川管理者作成、6.は河川管理者作成
・処理フロー図の委員会から河川管理者への参考意見の時点で7.が埋まる ・事後に河川管理者が8.までを埋めて履歴として申請書類一式とともに保存

2412

天津緑地 S=1:400



所在地	藤ノ木二丁目38-11 区	
土地所有者別	(主) (株) (平) 式	
車 台	2550 台	
遊 覧 人 数		
備 考		
特 別 備 考		
1	総合計画	1区
2	公園計画	1区
3	公園計画	1区
4	公園計画	1区
5	公園計画	1区
6	公園計画	1区
7	公園計画	1区
8	公園計画	1区
9	公園計画	1区
10	公園計画	1区
11	公園計画	1区
12	公園計画	1区
13	公園計画	1区
14	公園計画	1区
15	公園計画	1区
16	公園計画	1区
17	公園計画	1区
18	公園計画	1区
19	公園計画	1区
20	公園計画	1区
21	公園計画	1区
22	公園計画	1区
23	公園計画	1区
24	公園計画	1区
25	公園計画	1区

植 栽			中・高木11本	
A	サトウハチロー	3本		
B	サトウハチロー	3本		
C	サトウハチロー	3本		
D	サトウハチロー	3本		
E	サトウハチロー	3本		
F	サトウハチロー	3本		
G	サトウハチロー	3本		
H	サトウハチロー	3本		
I	サトウハチロー	3本		
J	サトウハチロー	3本		
K	サトウハチロー	3本		
L	サトウハチロー	3本		
M	サトウハチロー	3本		
N	サトウハチロー	3本		
O	サトウハチロー	3本		
P	サトウハチロー	3本		
Q	サトウハチロー	3本		
R	サトウハチロー	3本		
S	サトウハチロー	3本		
T	サトウハチロー	3本		
U	サトウハチロー	3本		
V	サトウハチロー	3本		
W	サトウハチロー	3本		
X	サトウハチロー	3本		
Y	サトウハチロー	3本		
Z	サトウハチロー	3本		
-				

写真方向(敷地内)	1
写真方向(敷地外)	1

施設名： 天津緑地

現 況 写 真



取組状況報告書 天津緑地(伊丹市) 【許可更新時】

【前回審議された時の意見】

番号	更新時委員会の意見 (H26年度第1回)	中間報告時の市の回答 (H29年度第1回)	現在までの取組(対応)状況	今回の現地調査での意見	今回委員会の意見
1	公園自体はきれいであり、適切に管理されている。	今後引き続き、適切な維持管理に努めてまいりたい。	適切な維持管理に努めている。		
2	トウネズミモチは、木がまだ小さいうちに抜くなどして外来種対策をとったほうがよい。	トウネズミモチについては植栽されたものではなく実生木であり、2014年に委員会の意見を受け伐採(抜取)を行った。また現場巡回時に見つけ次第、撤去している。	現場巡回時に見つけ次第、撤去を行っており、適切な維持管理に努めている。		

【中間報告時新規意見】

	中間報告時委員会の意見 (H29年度第1回)	現在までの取組(対応)状況	今回の現地調査での意見	今回委員会の意見
1	公園自体は適切に管理されている。	適切な維持管理に努めている。		
2	「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」にのっているトウネズミモチやランタナ等の種については継続的に適切な管理をすること。	現場巡回時に見つけ次第、撤去を行っており、適切な維持管理に努めている。		

許 可 書

住所

氏名 伊丹市

平成26年10月22日付け伊市環み第729号で申請のあった土地の占用（天津緑地）については、河川法（昭和39年法律第167号）第24条の規定に基づき別記のとおり許可する。

平成26年11月12日

近畿地方整備局長

（行政不服審査法第57条による教示）

この許可を受けた者は、この許可に不服があるときは、国土交通大臣に対してこの許可があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法の規定に基づき審査請求をすることができる。

（行政事件訴訟法第46条による教示）

許可取消しの訴えは、この許可があったことを知った日から6箇月以内に、国を被告として、提起しなければならない。（なお、許可があったことを知った日から6箇月以内であっても、許可の日から1年を経過すると取消の訴えを提起することができない。）ただし、許可があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、許可取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決のあったことを知った日から6箇月以内に提起しなければならない。（なお、当該裁決のあったことを知った日から6箇月以内であっても、当該裁決の日から1年を経過すると取消の訴えを提起することができない。）

別記（乙様式1 土地の占用）

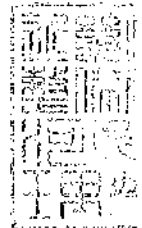
- 1 河川の名称 淀川水系 猪名川
- 2 占用の目的 緑地（天津緑地）
及び態様 緑石 142.10m
フェンス 24.50m
転落防止柵 21.70m
ベンチ 2箇所
階段 1箇所
パーゴラ H=3.0m 1箇所
擁壁 23.00m
自然色脱色アスファルト舗装 t=200.0mm 117.60㎡
インターロッキングブロック舗装 143.20㎡
車止め 6箇所
低木 286.90㎡
宿根草花 3.20㎡
高木 37本
- 3 場 所 伊丹市天津字狐藪253番13地先から同238番14地先まで
(右岸6.0k-135m~6.0k-90m)

4 占用面積 646.70㎡

5 占用期間 平成26年11月 1日から平成31年10月31日まで

6 許可の条件

- (1) 許可を受けた者は、占用の期間中は、この許可に係る土地又は附近の見やすい場所に、標識名、占用目的、占用面積、占用者名（法人にあってはその名称）、連絡先（電話番号は法人の場合に限る。）及び所轄事務所・出張所の名称を明記した河川占用許可標識をあらかじめ、当局猪名川河川事務所園田出張所長（以下「出張所長」という。）の指示に従い設けること。
- (2) この許可に係る区域及び位置を明らかにするため出張所長が必要と認めるときは、出張所長又はその指名する職員立会のうえ境界標を設置又は確認すること。
- (3) この許可に係る行為に起因して、河川管理施設その他の工作物を損傷したときは、ただちに当局猪名川事務所長（以下「事務所長」という）に届け出ること。また、講ずべき措置等について、出張所長から指示のあったときは、その指示に従うこと。
- (4) この許可に係る土地及びそれに隣接する土地で出張所長が指定する区域の土地は、清掃・草刈り等を行い常に良好な状態に保つこと。
- (5) 次の各号に掲げる場合は、速やかに出張所長を経由して河川管理者に届け出ること。
イ 許可の際の住所氏名を変更したとき。
ロ この許可に係る期間内に、この許可に係る土地の用途を廃止したとき。
ハ 天災その他止むを得ない理由によって許可の目的を達することができないとき。
- (6) この許可に係る占用の期間が満了したときは、この許可は効力を失う。ただし、第5項に掲げる期間満了後も、この許可に係る土地を引き続き占用しようとする場合は、期間満了の日の3箇月前までに出張所長を経由して許可申請をすること。



- (7) この許可を受けた者は、この許可に係る土地において第三者に損害を与えることがないよう万全の措置を講じるとともに、万一、損害を与えた場合は、この許可を受けた者の責任において処理すること。
- (8) この許可を受けた者は、河川工事その他河川の管理に属する行為により通常生ずる支障に対しては、この許可を受けたことをもって河川管理者に対抗することができない。
- (9) 許可を受けた者は、許可工作物を良好な状態に保つように維持し、修繕し、もって公共の安全が保持されるよう次の措置を講じること。
- 一 許可を受けた者は、利用者への安全管理の徹底を図ること。
 - 二 許可を受けた者は、許可工作物の構造又は維持若しくは修繕の状況、河川の状況、許可工作物の存する地域の気象の状況その他の状況を勘案して、適切な時期に、許可工作物の巡視を行い、及び草刈り、障害物の処分その他の許可工作物の機能（河川管理上必要とされるものに限る。）を維持するために必要な措置を講ずること。
 - 三 許可を受けた者は、許可工作物の構造等を勘案して、適切な時期に、目視その他適切な方法により点検を行うこと。
 - 四 許可を受けた者は、点検その他の方法により許可工作物の損傷、腐食その他の劣化その他の異状があることを把握したときは、許可工作物の効率的な維持及び修繕が図られるよう、必要な措置を講じること。
- (10) 許可を受けた者は、利用者等の安全確保のため次の措置を講じること。
- 一 許可を受けた者は、日常及び緊急時における責任者や窓口等の連絡体制（土日・祝日及び勤務時間外を含む。）を事務所に届け出ること。これを変更しようとするときも、同様とする。
 - 二 許可を受けた者は、利用者等（利用者、一般公衆及び近隣住民をいう。以下同じ。）の安全確保のための巡視・点検を適切に実施すること。
 - 三 同号二の巡視・点検は、随時及び利用者等外部から情報がもたらされた場合に実施し、その結果、利用者等に対する重大な危険又は支障があると認めるときは、次の措置を講じること。
 - イ 応急措置 危険な箇所の利用を制限するとともに、速やかに危険を回避するための応急措置を講じ、併せてその旨を一般に周知する。
 - ロ 詳細点検 目視等では不十分と認められる場合は、詳細点検を実施する。
 - ハ 対策検討及び措置 対策が必要と認められる場合は、その対策方法について検討するとともに、必要な措置を講じる。
 - 四 許可を受けた者は、同号三のロ及びハの措置を講じるにあたって河川管理者と共同で行う必要があると認めるときは、同号三のイの措置を講じた上で、速やかに事務所に協議すること。
- (11) 河川管理者は、この許可書を整理する必要があると認めるときは、これを改正することができる。
- (12) 淀川水系河川整備計画の考え方を踏まえ、川らしい利用に配慮した占用となるよう取り組むこと。